

都立産業技術大学院大学の新たな授業料減免制度

～ 都内子育て世帯への新たな支援を実施（授業料実質無償化）～

東京都は、2024年度（令和6年度）から、都立産業技術大学院大学において、現行の授業料減免制度に加え、**都内の子育て世帯に向けた新たな授業料の支援を実施します。**

1 主な要件等

（1）対象者

○ 都立産業技術大学院大学の専門職学位課程の学生

- ※ 2024年度（令和6年度）以降の新入生だけではなく、在生学生も対象となります。
- ※ 「都内子育て世帯」は、都立産業技術大学院大学で修学する学生(子)を持つ都内在住の世帯を指します。（学生本人が生計維持者となる場合を除く）
- ※ 支援を受けるためには申請が必要となります。また、下記以外の要件及び詳細については決まり次第、東京都公立大学法人ホームページ等でご案内いたします。

（2）進学するまでの期間に関する要件

- 大学等を卒業後、引き続いて都立産業技術大学院大学に進学しており、進学した年度の前年度末年齢が24歳以下の学生であることが要件となります。

（3）住所要件

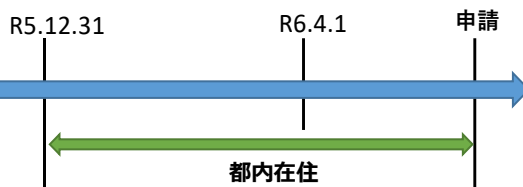
- **学生の生計維持者が**、減免申請日が属する年度の前年度の12月31日以降、申請時まで引き続き**都内に住所を有していること**が要件となります。（申請時に毎回確認・判定を実施）

- ※ 生計維持者が学生以外の場合は、学生本人が都内在住である必要はありません。

（学生本人が生計維持者となる場合を除く）

- ※ 生計維持者が父母で一方が勤務地の関係（単身赴任等）で別居し東京都外に在住している場合、もう一方の生計維持者の在住要件を満たすことが確認できる場合は対象となります。

<令和6年度の場合>



（4）所得要件

- 授業料全額免除の対象となる世帯年収の目安は、**年収約910万円未満**までとなります。
- 多子世帯要件を満たす場合、**年収約910万円以上**でも半額免除の対象となります。
- 具体的には、学生本人及びその生計維持者のそれぞれについて、**以下の算式により算出された額（減免額算定基準額）の合計額が一定の基準に該当**する場合に対象となります。（「2 支援内容」参照）

《減免額算定基準額の算式》

区市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (調整控除の額 + 税額調整額)

（5）多子世帯要件（多子世帯支援）

- 減免申請日の属する年度の4月1日時点で、学生の生計維持者が、学生本人と2名以上の23歳未満の者（学生本人を除く）を扶養していることが要件となります。

2 支援内容

- 学生の生計維持者が都内在住の場合、年収目安910万円未満世帯まで**授業料を全額免除**
 - 学生の生計維持者が都内在住の多子世帯は、年収目安910万円以上であっても**授業料を半額免除**
- ※ 年収目安は両親（どちらか一方が給与所得者）・学生本人（18歳）・中学生の4人世帯をモデルに概算した目安であり、詳細は、世帯状況等により異なります。
- ※ 本制度の対象とならない場合でも、経済的理由により授業料の納付が困難である学生に教育の機会を提供する既存の授業料減免制度により、従来どおり、住所に関わらず所得に応じ授業料の全額又は半額を免除します。

3 申請手続き等

【申請手続きについて】

- 支援を受けるためには申請を行い、諸要件を満たして審査を通った方が対象となります。
- 申請手続き、申請時期等の詳細は決まり次第、東京都公立大学法人ホームページ等でご案内いたします。

【その他の支援制度について】

- 入学料減免については、都立産業技術大学院大学の独自制度に基づき支援を実施しています。
- 都立産業技術大学院大学では指定災害被災者に対する減免等も実施しています。詳細は都立産業技術大学院大学のホームページをご参照ください。

4 その他

- 制度の詳細は、下記ホームページをご確認ください。

【東京都公立大学法人HP：都立大学等の新たな授業料減免制度について】

<https://www.houjin-tmu.ac.jp/topics/topics13247/>

<問合せ先>

東京都総務局総務部企画計理課

東京都公立大学法人経営企画室

TEL: 03-5388-2289

TEL: 03-5990-5386

